

# 令和6年度生物多様性地域戦略の策定推進支援業務 公募要領

## 1. 事業の目的

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条で地方公共団体の策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）の策定・改定（以下「策定等」という。）にあたり直面している課題解決の支援を行うことで、生物多様性に関する地方公共団体の取組を推進する。

## 2. 事業の概要

地域戦略の策定等を検討しているが、情報、人的資源等の不足などの課題を有しており策定等ができていない地方公共団体を公募により選定し、地域戦略策定等に対する技術的支援・助言等を行う。

## 3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）とする。

## 4. 公募する地方公共団体数

本事業内で、3団体を予定。なお、複数の地方公共団体が共同する場合は、1団体として取り扱う。

## 5. 公募テーマ

「生物多様性地域戦略の手引き（令和5年度改定版）※」（以下「手引き」という。）に示された「目指すべき3つの方向性」（①自然を使って地域を元気にする。地域課題を解決する。②地域の活力で自然を守り育てる。③多くの取組や主体を巻き込む。）に沿った地域戦略策定等に取り組むことを基本とし、次のいずれかの公募テーマに該当する内容を地域戦略に含む予定の地方公共団体を対象とする。

※[https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local\\_gov/local/decision.html](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/decision.html)

### （1）自然共生サイト等を通じた民間企業との連携

<例>

- ・ 地域戦略を作成することで、企業連携を促進し、自然共生サイト認定地を企業支援に結びつける。
- ・ 地域におけるネイチャーポジティブ達成に向けた具体的な目標を設定し、戦略的に生物多様性保全を進めることで、企業等の貢献

を見える化する。

- (2) グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を含む NbSの考え方の活用（地域気候変動適応計画・地方公共団体実行計画との統合策定によるネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの統合的推進を含む）

<例>

- ・ 防災・減災機能と生物多様性の保全機能の両方の機能を維持・向上に資する施策や取組とする。
- ・ 地球温暖化対策(再生可能エネルギーの導入)と生物多様性の保全を調和させた土地利用計画とする。

- (3) 総合計画・地方版総合戦略との統合策定による地域振興や地域課題の同時解決

<例>

- ・ 生物多様性が地域の重点テーマであるため、地域のあらゆる施策との連携を図る。
- ・ 自然資本が地域の基盤であり、地域のまちづくり計画の上位に生物多様性の視点を組み込む。

## 6. 本事業における支援内容

本事業に採択された地方公共団体には、採択後に地方公共団体と協議のうえ、次のような技術的支援を行う。

(支援内容例) 手引きにおける策定手順のステップ

- (1) 地域戦略策定等に係る課題の抽出【ステップ1】
- (2) GISを活用した地域課題や地域資源の見える化【ステップ2】
- (3) 地域独自のストーリー作り【ステップ3】
- (4) 関連する他の計画との連携方策の空間検討【ステップ5】
- (5) ロジックモデルを活用した目標設定や評価指標の検討【ステップ4・6】
- (6) 関係者間の合意形成【ステップ7】

## 7. 事業期間

令和6年7月～令和7年2月ごろの間（予定）で、3回程度の対面での支援、その他適宜オンラインでの支援を予定（支援の日数及び回数等については、採択後に地方公共団体と協議の上で決定。）。

## 8. 採択に当たり留意する事項

採択については、環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

が次の要件等に留意し、総合的に審査し決定する。なお、審査結果については、ホームページ等を通じて公表する。

- (1) 地域戦略の策定等を行う予定があること（おおむね3年以内）
- (2) 地域戦略の策定の過程に課題がある、あるいは既に地域戦略を策定しているものの、その運用や改定にあたり課題を有しており、これらの課題の解決に技術的支援を実施することが有効であると考えられること
- (3) 手引きに示している3つの方向性の考え方に沿った地域戦略の策定等を目指していること
- (4) その他、採択にあたって重視することがある事項

次の条件に該当する場合は、地域戦略の策定等を行うことで生物多様性保全施策等に対する効果が高いものとして、採択に当たり優先する場合がある。

※必須条件ではなく、条件に該当しても採択されない場合もある

- ・ 複数の地方公共団体が共同で地域戦略の策定等を目指していること
- ・ 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域や自然環境保全地域が含まれているなど、生物多様性保全の観点から地域戦略の策定等を行う意義が高い地域であること

## 9. 応募書類の提出

### (1) 応募書類の受付期間

令和6年6月10日（月）から同年6月28日（金）17時まで  
受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募書類として受け付けない。

### (2) 応募書類の提出方法

別添の応募申請書1及び応募申請書2に必要事項を記入の上、次の提出先へメールにより提出すること（押印不要）。

○提出先：いであ株式会社

○担当：菊地、平井

○電子メール：lbsap\_2024@ideacon.co.jp

電子メールの表題は、「令和6年度生物多様性地域戦略の策定推進支援業務（応募地方公共団体名）」とし、応募書類の提出であることが分かるようにすること。

## 10. 問合せ先

(業務請負先)

いであ株式会社 担当：菊池、平井

TEL：045-593-7608 FAX：045-593-7623

E-mail：lbsap\_2024@ideacon.co.jp

(事業実施主体)

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 担当：高橋

TEL：03-5521-8273 (直通)

E-mail：NBSAP@env.go.jp